

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI 法」という。)第 6 条の規定に則り、新潟市新焼却場施設整備・運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定に則り、特定事業選定の客観的評価の結果を公表します。

平成 19 年 6 月 14 日

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市新焼却場施設整備・運営事業に係る特定事業の選定について

#### 1. 事業内容

##### (1) 事業名

新潟市新焼却場施設整備・運営事業

##### (2) 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	廃棄物処理施設
立地場所	新潟市西区笠木 3644 番地 1 (新田清掃センター内)
施設概要	市内から排出される燃やすごみ(収集ごみ), 可燃ごみ(直接搬入ごみ), 中間処理施設から排出される選別可燃残渣を受け入れ, 燃焼・溶融処理を行い, 余熱によるエネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	330 t/日(110 t/日×3 炉)(24 時間連続稼働)
処理方式	ストーカ炉+灰溶融(電気式), ガス化溶融炉(流動床式), ガス化溶融炉(シャフト式)のいずれか
供用開始	平成 24 年 4 月(予定)

##### (3) 公共施設等の管理者等

新潟市長 篠田 昭

##### (4) 事業目的

本事業は、搬入される一般廃棄物等を安定的かつ経済的に処理するとともに、焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い、環境負荷の低減を図ることを目的とします。

## (5) 事業概要

本事業における施設の整備は DBO (Design : 設計 , Build : 施工 , Operate : 運営) 方式により実施します。

事業者として選定された企業又は企業グループ(以下「民間事業者」という。)は単独又は特別共同企業体を設立し、ごみ焼却施設(以下「本施設」という。)の設計・施工を行います。

さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務(以下「運營業務」という。)を行うものとします。

なお、市は、本施設を30年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30年間の使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととします。

市は、本施設の建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有するものとします。

## 2. 市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、自治体財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク等の定性的評価を行い、VFM (Value For Money) の検討による総合的な評価を行うこととしました。

### (1) 定量的評価

定量的評価では、本事業を市が直接実施する場合と、DBO 方式で実施する場合のコストの比較を行いました。比較に当たり、提供されるサービス水準は同一としました。

#### 前提条件

比較の前提条件は、以下のとおり設定しました。これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制限するものではなく、また、一致するものでもありません。

項目	市が直接実施する場合	DBO 方式で実施する場合
施設規模	330t / 日	同左
事業条件	建設期間：4 年 運営期間：20 年 年間計画処理量：88,700t	同左
算定対象とする 主要な経費等	建設費 運営費（運転経費，維持管理費，人件費，飛灰処理物等運搬費，環境計測費用，保険料等） 収入（売電収入，副生成物販売収入）	建設費 運営費（運転経費，維持管理費，人件費，飛灰処理物等運搬費，環境計測費用，保険料，事務経費等） モニタリング費用 民間収益 税金（法人税等） 収入（売電収入，副生成物販売収入）
建設費	民間企業に対する市場調査の結果，他の自治体における同種の施設の実績を勘案して設定した建設費	同左
運営費	民間企業に対する市場調査の結果，市及び他の自治体における同種の施設の実績を勘案して設定した運営費	民間企業に対する市場調査の結果，他の自治体における同種の施設の実績を勘案して設定した運営費
民間収益	-	エクイティ IRR：8%
税金（法人税等）	-	実効税率：41.74% (法人税：30%，法人事業税：9.6%，法人県民税：5.8%，法人市民税：14.7%)
その他	資金調達	「循環型社会形成推進交付金」交付要綱に基づき設定
	割引率	3%
	リスク調整	リスク調整は，保険料加算により実施
		同左
		同左
		-

### 評価結果

以上の前提条件により，本事業を市が直接実施する場合と DBO 方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ，DBO 方式の方が 15%程度財政負担を

縮減できます。

DBO方式では、地方債による資金調達を行いながら民間ノウハウの導入による建設費及び運営費の削減効果が見込めることから、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となります。

## (2) 定性的評価

### DBO方式による効果

本事業では、事業方式をDBO方式とすることにより、主に、以下のような効果を期待することができます。

#### 1) リスク分担の適正化による事業リスクの低減

事業に係るリスクを市と民間事業者の間で適正に分担することで、市は、適切なモニタリングを行うことができ、事業者は、豊富な事業経験に基づくノウハウを発揮することができます。その結果、事業リスクの低減及び行政サービスの質的な向上が可能です。

具体的には、本事業を市が直接実施した場合（公設公営方式）と比較して、主に以下のリスクの軽減が図られます。

#### ( ) 設計・施工に関するリスク

##### (a) 測量・調査リスク

民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う完工遅延、性能未達、設備破損、運転停止、計画変更、仕様変更、コスト増大等のリスク

##### (b) 設計リスク

民間事業者の設計の瑕疵に起因する完工遅延、性能未達、設備破損、運転停止、計画変更、仕様変更、コスト増大等のリスク

#### ( ) 運営に関するリスク

##### (a) 性能未達リスク

運転の瑕疵、維持管理の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により契約に規定する性能が達成できないリスク及び性能回復にかかるコスト増大リスク

##### (b) 設備破損リスク

運転の瑕疵、維持管理の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により事故・火災、設備破損等が生じるリスク及び修復にかかるコスト増大リスク

##### (c) 運転停止リスク

運転の瑕疵、維持管理の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により施設が停止した場合にかかる代替処理、回復等にかかるコスト増大リスク及び売電、副生成物の販売にかかる収入減少リスク

(d) 環境保全リスク

運転の瑕疵，維持管理の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により生じる有害物質の排出，騒音，振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク及び回復にかかるコスト増大リスク

(e) 第三者賠償リスク

運転の瑕疵，維持管理の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により生じる第三者に対する損害賠償リスク

(f) コスト増大リスク

上記のコスト増大リスクのほか，計画の瑕疵，見積の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により生じるコスト増大リスク

(g) 収入減少リスク

施設の設計，運営の瑕疵など民間事業者の責めに帰すべき事由により生じる売電量，副生成物の販売量の減少，または，見積ミス，市況変化により生じる販売単価の変動などにとまなう収入減少リスク

( ) その他のリスク

(a) 許認可取得リスク

民間事業者が取得すべき許認可の取得遅延により生じるコスト増大リスク

2) 設計・施工及び運営を一体的に性能発注することによる事業の効率化

設計・施工及び運営を一体化することにより，設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できます。また，仕様によらず，性能発注することにより，民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することが可能となります。

3) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化と施設機能の連携強化

これまで単年度契約により個別発注していた運營業務を，長期かつ包括的に委託することにより，民間事業者は，複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことができます。

DBO 方式における留意点

一方で，事業方式を DBO 方式とする場合，主に，以下のような点に留意する必要があります。

1) 費用の固定化

これまで単年度契約により発注していた運營業務を，長期に委託するため，一定額の委託費の支払が固定化します。そのため，将来，技術革新により，設備の改造，更新な

どによる処理費用の低減が可能となった場合でも、契約で規定された委託費を市が支払う必要があります。

上記については、技術革新等による処理費用削減のメリットを市も享受可能とする条項について、今後、契約書において規定する予定です。

## 2) 運営事業者の株主企業の業績悪化等を原因とする運営事業者の債務不履行の可能性

一般に、DBO方式では、株主企業が運営事業者の業務委託先企業として一部の業務を担う場合が多い。そのため、運営事業者の株主企業が倒産したり、実質的に経営破綻した場合には、運営事業者が本事業の契約に定められた業務を履行できず、一時的に、もしくは長期にわたって本事業が停止してしまう可能性があります。

上記については、事業者選定段階において、主要株主企業に一定の財務的な安定性や運営事業に対する支援義務を求め、事業の安定性や事業計画の審査を行うとともに、契約条件において、運営事業者の債務不履行による契約の解除とペナルティー（違約金）、市が選任する第三者への運営業務の引継ぎに関する協力義務を明記することにより、事業の安定性、継続性の確保を図ります。

## (3) VFM (Value For Money) の検討による総合評価

本事業はDBO方式で実施することにより、事業期間を通じて、定量的評価における公共財政負担の縮減及び定性的評価における事業リスクの低減、公共サービスの質的向上等を期待することができ、VFMがあるといえます。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当と認め、PFI法第6条の規定に則り、特定事業として選定することとします。

以上